

県産材製品利用促進緊急対策事業（補助金）

品質の確かな信州木材認証製品を使用して住宅を新築又はリフォームする住宅建設事業者に対し、県産材製品の使用量に応じて一定額を補助します。

募集期間

令和4年4月18日～令和5年2月10日（予算額に達するなどの理由により、途中で募集中止になることがあります）

事業実施期間

補助事業者が別に定める日（計画承認日）から令和4年2月15日まで
（上記期間内に補助対象となる県産材製品に係る支払いを完了してください。）

補助対象者・補助申請者

県内に本店を有する住宅建設事業者

補助率

区分	補助金額（円/m ³ ）	上限（円/1棟）
新築工事	22,000	440,000
リフォーム工事		150,000
ホームページ改修	10分の10以内	20,000

※補助の単位は1件あたり住宅1棟とします。ただし、ホームページ改修については、1者につき1回まで申請可能。
※原則として、事業実施主体は、2棟まで申請可能。ただし、新築工事の実績で1棟当たりの木材使用量のうち県産材を80%以上使用している場合又は令和3年度県産材製品利用促進緊急対策事業を活用した者は、1棟までとします。

補助予定者の選定方法

先着順に随時予定者を決定します。

対象となる木材利用及び住宅等について

このことについて、以下のとおりとします。

<木材利用>

- ①県内で行う住宅の新築又は増改築その他のリフォーム工事で、住宅の構造躯体、内装等に長期に利用してください。（面積、使用量の要件はなし）
- ②木材利用量の把握が可能な場合は、建具や造り付けの家具等に利用することを含めることができます。

<住宅について>

- ①公営住宅は除きます。
- ②他の国庫補助事業、地方公共団体の補助事業の対象となる場合は、補助を行うことができません。
（地域型住宅グリーン事業（国土交通省）、こどもみらい住宅支援事業等と併用不可）
- ③住宅については、一戸建て住宅をいう。※新築・リフォーム工事とも、長屋、共同住宅は含みません。
- ④使用する県産材製品を購入する前の住宅に限ります。
- ⑤長野県建設部の令和4年度信州健康ゼロエネ住宅普及促進事業の助成対象となる住宅は除きます。

補助対象要件

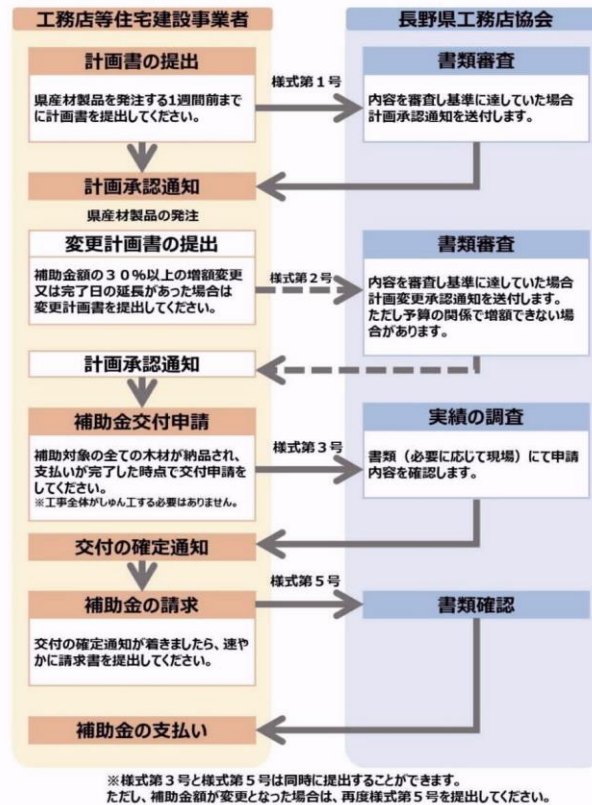
（1）使用する木材について

住宅に製材、合板、集成材等の木材を利用する場合は県産材製品を利用してください。
県産材製品とは、原則として、信州木材認証製品センターが認証する認証製品とします。

（2）留意事項

- ①県産材利活用宣言書を提出し、配布された「宣言プレート」を事務所に掲示した上で、引き続き県産材の利活用の推進に努めてください。また、県産材利活用宣言書は長野県工務店協会のホームページ内でも公表します。
- ②県産材に係る商談会等に参加し、施主に県産材製品を使用した住宅の購入等を促してください。
- ③長野県工務店協会が実施する使用状況調査に協力してください。

申請の流れ（フロー図）



申請書類（下記の様式等は、長野県工務店協会のホームページからダウンロードできます。）

- ☑ <様式1号> 県産材製品利用促進緊急対策事業計画書
- ☑ <様式2号> 県産材製品利用促進緊急対策事業計画変更申請書
- ☑ <様式3号> 県産材製品利用促進緊急対策事業補助金交付申請書
- ☑ <様式5号> 県産材製品利用促進緊急対策事業補助金交付請求書
- ☑ <様式6号> 県産材製品利用促進緊急対策事業中止(廃止)申請書

運営要領

県産材製品利用促進緊急対策事業運営要領

Q & A

県産材製品利用促進緊急対策事業 Q&A集

申請窓口

必要書類を、原則メールにて下記宛に申請して下さい。

長野県工務店協会（長野県建設労働組合連合会内）
〒390-0864 松本市宮渕本村1-2
電話：0263-39-7200 F A X：0263-39-7202 E-mail：mokusai@yuyu-jutaku.gr.jp
<https://www.yuyu-jutaku.gr.jp/> 長野県工務店協会 で検索

事業に関する問い合わせ先

「県産材製品利用促進緊急対策事業」

「長野県工務店協会」または、長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室
長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2（長野県庁6階）
電話：026-235-7266 F A X：026-235-7364 E-mail：mokusai@pref.nagano.lg.jp